

## (仮称) 千歳市柏台工業団地への立地に関する協定書

千歳市（以下「甲」という。）と【立地内定企業】（以下「乙」という。）は、（仮称）千歳市柏台工業団地の（以下「本団地」という。）用地取得にあたり、土地売買契約の締結に向け、次のとおり協定を締結する。

### (目的)

第1条 この協定は、乙が本団地に立地するにあたり、甲と乙が相互に連携し、乙の事業計画の円滑な推進を図ることを目的とする。

### (事業計画の実現)

第2条 乙は、（仮称）千歳市柏台工業団地予約分譲募集要項（以下「要項」という。）に基づき、甲に提出した本団地の用地取得に係る事業計画書の実現に向け、甲との協議及び関係機関等への必要な諸手続を行うものとし、甲は、乙の事業計画の実現のため、誠意をもって協力するものとする。

2 乙は、経済社会の変動、不測の事故等により事業計画に変更が生じたとき又は生じるおそれがあるときは、甲と協議するものとする。

### (立地場所及び面積)

第3条 乙が取得を予定する土地（以下「売買予定土地」という。）の所在地及び面積は、次のとおりとする。ただし、面積については、造成工事完了後に甲が行う用地測量の結果により確定するものとし、変更が生じた場合には、乙は、これを了承するものとする。

所在地 （仮称）千歳市柏台工業団地 区画

位置 別紙のとおり

面積                     平方メートル

### (雇用の確保等)

第4条 乙は、事業活動にあたり、地元企業の活用並びに市民の雇用に配慮するものとする。

### (環境への配慮)

第5条 乙は、事業活動にあたり、地域住民や周辺環境等に十分配慮し、公害防止関係法令を遵守するものとする。

### (協定の失効)

第6条 乙が次のいずれかに該当することとなった場合には、この協定は失効するものとする。

- (1) 乙が要項に規定する申込要件を満たさなくなると認められるとき。
  - (2) 要項に基づき乙が甲に提出した応募書類の全部又は一部に虚偽があると認められるとき。
  - (3) 前2号に定めるもののほか、甲が乙を売買予定土地の買受者としてふさわしくないと認めたとき。
  - (4) 乙が甲に対し、経済社会の変動、不測の事故等により協定の失効の申出を行い、甲がその申出をやむを得ないと認め、了承したとき。
- 2 前項の定めによるこの協定の失効に伴い、甲が被った損害があるときは、甲は乙に対し、その賠償を求めることがある。

(協定の存続期間)

第7条 この協定の存続期間は、前条第1項の定めによるこの協定の失効の場合を除き、土地売買契約の締結日の前日までとする。

(信義誠実)

第8条 甲乙両者は、信義に従い、誠実にこの協定に定める各事項を履行しなければならない。

(協議)

第9条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき及びこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

年 月 日